

Ⅲ 福井市行政改革推進委員会

会議録【概要】

◇平成8年4月23日(火) 13:30～15:30 第2委員会室

議 題：第二次福井市行政改革実施計画について（概要）

第二次行政改革実施計画86項目の実施計画概要の説明を行い、「各種イベントの企画・運営について検討」、「情報公開制度の導入及び行政手続き条例制定の検討」、「民間委託及び職階制の全般的見直し」、「使用料の見直し」、「普通財産の管理処分」、「税務事務の総点検及び市税の在り方の検討」、「審議会の統廃合」、「審議会委員の人選についての一般基準の選定」、「定員適正化計画の推進」、「女子職員の職域拡大と登用」、「日々雇用賃金の口座振替制の導入」、「情報処理システム」、「戸籍システム導入の推進」について質問がでました。

特に民間委託及び職階制の全般的見直しでは、「他都市の比較で管理職が3倍以上になっているが、管理職手当等が相当つくのではないか」、定員適正化計画の推進については、「マルチメディアの進展、地方分権の推進、規制緩和の3つを考慮して定員の目標値を検討してはどうか。10年というスパンは長すぎ、社会情勢等の変化が読めないで、3年ぐらいの見通しで計画をした方が良い」などの意見が相次ぎました。

これに対し、「主幹級が多いが、管理職手当は出していない」、「職階制の全般的見直しについては今後とも取り組んでいく」、「市の定員は、自治省の自治体モデルと比較すると5%弱位多いが、平成12年頃から退職者が増えるので、毎年一定数の職員採用により長期的是正を図っていき、定員減を職員の適材適所の配置でサービス低下を防いでいく」と説明し、委員の理解を求めました。

◇平成8年11月26日(火) 13:00～14:35 第2委員会室

議 題：第二次行政改革実施計画の推進状況について（7月末現在）

前回示した行政改革実施計画の7月末現在の推進状況について説明を行い、審議に入りました。

「既に改善済の項目があるが、今後改善済項目については数字的なものを示して欲しい」、「実施した、検討する、研究中とあるが、実施した結果どのような効果があったのかを文章ではなく、数字で示して欲しい」、「行政改革を進めるには市民を味方することが大切であり、成果をわかりやすく公表し、各年度のメリハリをつけて欲しい」。

また審議会の統廃合では、「兼職について特定の人に過重にならないようにして欲しい」、「実施状況を評価するには、目標がないと評価しにくいので、年次計画目標を作って欲しい」など意見が多数出ました。

これに対し、「取り組んできたものについては、年度末に経済効果として表す」、「年次目標については今後作っていく」と説明し理解を求めました。

◇平成9年6月5日(水) 13:30～15:10 第2委員会室
議 題：第二次行政改革実施計画の推進状況報告（4月末現在）
全庁業務革新事業について

4月末現在の推進状況及び全庁業務革新事業についての説明後審議を行いました。

「企業会計では、損益計算書で収支がはっきりわかり、貸借対照表で投資がはっきりするが、官庁会計はわかりにくい。この事業をするのにこれだけの人件費がかかるというものがわかる資料がほしい」、「市の予算は単年度予算であるが、長期の収支予算書を作成しなければならないという法的根拠はないのか」、「行政改革はスリム化するだけが目的ではない。金額的な評価でどれだけ削減したというのではなく、その結果、浮いた予算を、別の必要な業務にどの位組むことができたかということを示して欲しい」、また、事務事業の見直しでは、「民間への委託とか、緊急度の問題で、現在の財政赤字の中では今回は見送りし、財政に余裕ができたらしるとかの見極めが必要であり、これができないと抜本的な改革にはならない」などの意見が出ました。

また、「行政改革を進めるうえで難しい問題はないのか」との質問に、「学校給食調理上のパート化は、食中毒の問題で進めにくい。補助金のカットも現在の経済状況での理解を得ることは難しい。財政基金の拡充については取り崩しをしないようにするので精一杯である」との現状を報告し理解を得ました。

◇平成9年11月21日(水) 13:30～15:05 第2委員会室
議 題：第二次行政改革実施計画の推進状況報告（10月末現在）

「部局内の応援体制は、民間ではできない程実施されているが、職員の意識が相当進んでいることを評価する」、「駐車場管理に高齢者を採用したが、人材派遣会社とのコスト比較はどうか」、「補助金の10%カットは厳しいが、現在の状況では仕方がない」。

「市にとっての重要課題は国と同様いくつもの課にまたがっているが、市民に対してはもとより、国・県に対しても窓口を一元化して欲しい」、「見直しには、縦割りの組織がネックとなるが、より効率性や専門性を発揮すると縦割りの弊害がでる。これ

をなくすには職員の意識改革が必要である」、「行政改革でどれだけ変化したのかを具体的な表現で、年度末には主なものについて効果を説明していただきたい」。

また、「市民サービスを進めながら財政改革をするという矛盾があり、また、国・県の行革及び地方分権についても先行き不透明であるが、目的に向かって進めて欲しい」。

以上のような質問や意見に対し、実施計画に対する取り組みや方針の理解を得るとともに、要望に対して善処することを約束しました。

◇平成10年6月2日(火) 13:30～15:00 第2委員会室

議 題：行政改革実施計画の推進状況について
行政改革大綱の見直しについて

実施計画の推進状況（3月末現在）について説明後、行政改革大綱の見直しと本年度の取り組みについて説明し了承を得ました。

◇平成10年7月15日(水) 13:30～15:30 第2委員会室

議 題：第二次福井市行政改革大綱及び第二次福井市行政改革実施計画の改訂（案）
の諮問について

市長から黒川会長へ、第二次福井市行政改革大綱及び第二次福井市行政改革実施計画の改訂（案）の諮問書を渡し、改訂案の説明と審議を行いました。

「平成10年度を財政構造元年、15年度までの6年間を構造改革期間、12年度までを集中改革期間とすることは、この12年度末までを改訂期間とし、そのあとの3年間で第三次改革期間と考えているのか」、「実施期間は、財政構造改革の集中期間である平成12年度末までであり、第三次については考えてない」。「経常収支の比率は80%以下が望ましいと出ているが、これから何年の間に80%以下にするのかという具体的目標がなければ責任の所在が不明確になる」、「財政指数の目標数値については、財政再建計画の中で項目ごとに出していくが、大綱の中に出すことについては検討していく」。「推進状況の公表については、市政広報だけでなくもっと多様な媒体を利用し、大綱の文言にも市政広報等と『等』をいれてはどうか」、「『等』を入れ、市政広報以外にテレビ・CATV・インターネットでも広報していく」。「職員の適正化には職員の資質の向上が重要であるが、どのような計画をもっているのか」、「時代にあった職員の資質向上のための教育を積極的に考えていく」。「財政健全化計画の策定について、大綱で目標を定めないのであれば、平成10年度で策定する財政再建計画の中で、できるだけ明確なものをあげて欲しい」、「財政再建にかかる一定の目標は、これから作る財政

再建計画の中で構築していく」と回答し理解を求めました。

また公共工事のコスト縮減の問題で、「今中小企業は景気が悪く仕事が減っており、採算割れの価格競争が非常に激しく倒産が続出している。あくまでも適正価格の維持ができるような方式を考えて欲しい。受注業者の一定の利益を考えた上での削減をお願いしたい」。清掃業務について、「平成12年までに容器包装リサイクル法が全部制定されると、市町村ではペットボトル以外のプラスチック容器から紙・新聞・牛乳パックまで収集するような法律になっているが、これを全部民間委託していこうと考えているのか」。「エンゼルプランと保育園の統廃合の問題は矛盾した形で出てきているが、一番大事なのは子育てしている実際の親たちの意見がどのように反映されているかである。『行政改革をして良かった』というものが見える方針を出して欲しい」などの意見も出ました。

以上の意見や要望に善処することを約し、修正案について次回の委員会で結論を出すことで合意し終了しました。

◇平成10年 7月21日(火) 13:30～15:50 第2委員会室

議 題：第二次福井市行政改革大綱及び第二次福井市行政改革実施計画の改訂（案）
の諮問について

前回出された大綱の一部修正と実施計画の補足説明の後、審議に入りました。

「大綱の中で、改正の基本方針に行政もこれだけやっているのだから、市民もこれだけやって欲しいというような市民の模範・規範のようなものを入れてはどうか。行革は意識の改革しかないといわれているが、精神論であってはならない。行政ですばらしいプランを立てても、実行の段階で地元利益とか、地元優先とかで、市民の要求を受けて議員の修正要求等で計画倒れにならないよう情報公開し、公平性を保ちながら、市民が行政と一緒に痛みを分かち、市民に信頼を得られるように進めて欲しい」、「どこの国でも行政改革は財政赤字が原因でやむを得ずやっているが、中途半端に終わらせることなく10年、20年先まで財政がこれでいけるという目処をつけ、それに応じての職員数が何人必要だとか、事業はこの程度までするとかを考えて欲しい」、「優先課題は財政の健全化であるが、一律10%、20%カットという財政運営は好ましいことではない。今やらなければならないことは予算を増やしてでもやらなければならない」。

また、人材育成の基本方針では、「成績だけでなくユニークな考えや発想を持った人を採用し、心の広い人の育成や地方分権に積極的に対応できるような人材育成をお願いしたい」などの意見や要望が出されました。

これに対し、「行政改革は、限られた財源の中で、どのように市民に還元していくか、何を21世紀に向かって選択していくか、ということで積極的にメディアを使って

広報していく。市が何もやってくれないという姿勢ではなく、こういうことを教えて欲しいという姿勢や、また地方分権は住民自らの責任で行うということを理解して欲しい」、また「減らすことだけが行革ではなく、場合によっては必要なものは増やす姿勢でいる」と説明しました。

なお、最終案を8月6日に市長に答申することで合意し終了しました。

◇平成10年8月6日(木) 11:00～12:00 庁議室

議 題：第二次行政改革大綱及び実施計画改訂案の答申

◇平成11年6月7日(月) 15:00～16:30 第2委員会室

議 題：第二次福井市行政改革実施計画の推進状況について(平成11年3月末現在)

行政改革実施計画の平成11年3月末現在の推進状況について報告し、また人材育成基本方針について説明をし、質疑・応答を行いました。

「市が設定した集中改革期間(3か年)の1年目で、約19億8千万円の経済効果との報告であるが、市としての評価はどうか。土地売却費を経済効果として計上するのはおかしい。広報する場合には市民がわかりやすいように、目標、結果を数値化することが必要である。審議には時間がかかるので、今後は質疑の時間を1時間取って欲しい」などの質問や要望に対し、「市民にわかりやすい行政改革を目指し、数値化できるものについては、改革期間である平成12年度までに数値化するよう努力したい」と回答し、委員の理解を得ました。

◇平成11年8月30日(月) 13:30～15:00 第2委員会室

議 題：第二次福井市行政改革実施計画の推進状況について(平成11年8月末現在)

「事務事業評価システムの導入」と「補助金の見直しについて」

—基本的考え方と今後の進め方—

行政改革実施計画の推進状況報告に対する意見・要望について

「補助金の見直しには、公平性が求められるが、それを確保するための手段は何かあるのか。見直しは金がないから行うのか、十分考えて欲しい。それぞれ必要があって補助金があるのだから、個々の団体の事業をよく吟味するように。効率が上がらないから切るとするのはおかしい」との意見に対し、「評価表により担当者と時間をかけてヒアリングを行い判断していく。また終期を設定し、3年間で見直しを図っていく」と説明しました。「保育園の統廃合について、対象となる保育園が選ばれた経緯

について、どのような形で選ばれたか説明して欲しい」という意見に対しては、「保育園はなくさない方針で、民間委譲や分園化の方針を立て、半径1キロ以内に私立保育園があるか、定員充足率など5つの基準で選定した」と説明を行いました。

また「事務事業評価システムは試行的に各所属2つずつ行うというのは、どのように行うのか」との質問に、「評価システムは最も事務事業を熟知している担当者が中心となって行う。職員の意識改革がシステム導入の、所期の目的の一つと考えている」などと説明し、本日の議題について了承を得ました。

◇平成12年 5月15日(月) 13:30～15:30 第4委員会室

議 題：第二次福井市行政改革実施計画の推進状況について(平成12年3月末現在)

事務局より3月末現在の推進状況について説明を行い審議に入りました。

「補助金の見直しについて、評価の基準や廃止の理由の開示を実施したのか。また廃止対象になった団体へ伝えたのか。補助金に対しては、適正化を図っていることを、申請の段階で方針を示し適切な審査・措置をお願いしたい」、「人材育成について、能力に欠ける管理職の降格制度を確立したらどうか」、「バランスシートを想定した場合、福井市の財政状況はどうか、財政破綻とはどういう意味合いになるのか」など委員の質問や意見が出ました。

これに対し、市は「補助金の見直しには、見直し指針を策定し評価・点検を行い、廃止対象になった団体へは、各所属を通じて伝えた」、「人材育成については、人材育成基本方針の策定に基づき、新採用のあり方・人事異動(ジョブ・ローテーション)、昇任昇格の評価の3本柱で見直しているが、降格制度よりも優秀な管理職の登用を重点に実施している」、「バランスシートについては、民間は営利目的で、自治体は住民サービスであり、民間と行政で運営目的が違う。また単に資産を数値で捉えることはできない」、なお、「公債費が国の基準の範囲内であれば安全と理解しており、財政破綻にはならないと考えている」と説明し理解を求め、審議を終了しました。

◇平成13年 3月16日(金) 13:30～15:30 第2委員会室

**議 題：第二次福井市行政改革実施計画の推進状況について(平成13年1月末現在)
事務事業評価試行結果について**

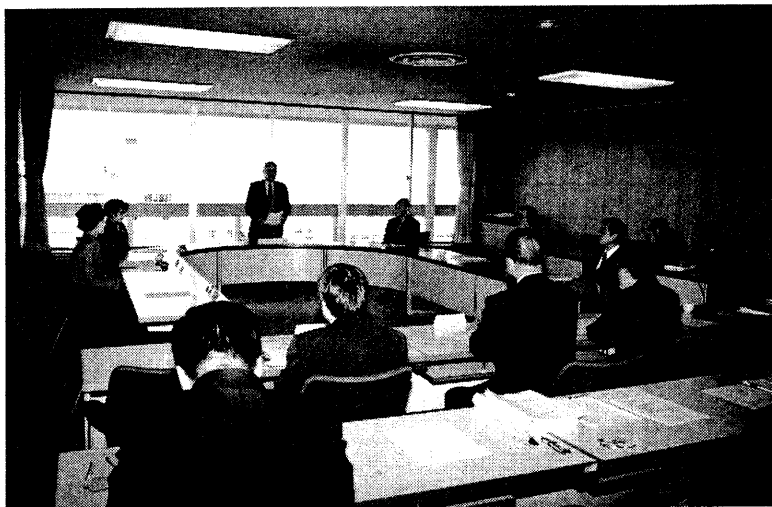
議題について、事務局より説明後、審議に入りました。

「行革は効率的に行わなければならないが、職員があまりにも締め付けられているようで、活気がなく、非常に窮屈になっている」、「行革は、市民ニーズをよく判断し、できないものはできないとはっきり言い、勇断を持ってやってほしい」。

また、「福井は、施設があちらこちらにバラバラに建設されており、交通アクセスも良くない。市民の利便性を考えて建設されていない」。「費用が無くてできないとよく口にする施設担当者があるが、行革は100%減らすことだけでなく、できている施設の利用率を、もっと上げるための努力をしていくことも行革ではないか」。なお、人材育成については、「行政では、採用から退職まで40年近くあり、その間途中採用もなく、長い年月をかけて人材育成を行っているが、他の職場の人材を採用したり、また交流をしたりして、必要な時に必要な人材を得る方法も検討して欲しい」などの意見や要望が出されました。

これに対し市側は、「行革はプラス指向で行っている。無駄を省き、浮いた費用は効果のあるところへ廻している」、施設利用については、「市民サービスが足りなかった部分については直していく」、人事については、「21世紀には法体系も変わってくるだろうが、現行の地方公務員法では原則的に兼職ができない。民間企業との人材等の交流は今後必要となるであろうが、法律待ちである」、「事業のアウトソーシングは積極的に行うが、公権力の行使については、アウトソーシングはできない」、「施設のばら撒きは、県とのコミュニケーションが不十分であったり、市として、街づくりのグランドデザインがなかったりしたことが挙げられる。今後は街づくりのグランドデザインを考え、第五次総合計画の中で、バラバラな施設を集約し、ゾーンを決めて建設に取り組んでいく」と説明し、委員の理解を求めました。

この他、平成13年度以降の行政改革の方針について報告があり、また、第二次行政改革は、所期の目的をほぼ達成したとして、本日を以って、当委員会における審議を終了しました。



第二次福井市行政改革大綱

諮問・答申

● 諮 問 ●

企発第118号

平成7年8月18日

福井市行政改革推進委員会

会長 黒川 誠一 様

福井市長 酒井 哲夫

第二次福井市行政改革大綱（案）の諮問について

第二次福井市行政改革大綱を策定するに当たり、別添第二次福井市行政改革大綱（案）について、福井市行政改革推進委員会設置要綱に基づき、貴委員会のご意見を賜りたく諮問いたします。

● 答 申 ●

平成7年11月21日

福井市長 酒井 哲夫 様

福井市行政改革推進委員会

会長 黒川 誠一

第二次福井市行政改革大綱（案）の答申について

平成7年8月18日付け企発第118号で諮問された第二次福井市行政改革大綱案について、当委員会において慎重に審議した結果、次の意見を付して、別添のとおり答申いたします。

記

- 1 本答申の趣旨を十分に尊重され、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政システムの実現に向けて、最大限の努力を払われたい。
- 2 行政改革の推進にあたっては、市民生活へ及ぼす影響を十分に考慮し、市民サービスの低下を招かないよう留意されたい。
- 3 行政改革大綱及びその推進状況については、その内容を市民に周知し、実現のための理解と協力を得るよう努められたい。

第二次福井市行政改革大綱（案）の答申について

第1 答申の要旨

第二次福井市行政改革大綱（案）については、本年8月18日、市長から諮問を受けまして、当委員会においては、21世紀に向けて地方分権や規制緩和が推進されていることに鑑み、この基本方向を見据えて、「市民の立場にたった改革」と「量的改革から質的改革へ」という視点を重視し、慎重に審議を重ね、検討を行ってきました。

この大綱案は、社会経済情勢の変化に的確に対応し、来るべき地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政の確立に向けて自主的な改革を推進するための指針としてはおおむね妥当と判断したので、本日、市長に対し答申を行ったところであります。

審議の過程を通じて、改革方策の方向をより明確にするとともに、新たな行政改革を推進するうえで補足することが望ましいと認められる事項があったので、大綱案中、26ヶ所にわたって修正を行いました。

また、この大綱案の実現を確保するため、新たな行財政システムの実現に向けて最大限の努力を払われること、市民生活への影響を十分考慮すること、本大綱及びその推進状況について市民の理解と協力を得ることの三点について、特段の配慮を求めたいという趣旨から、これらを附帯意見として答申に付け加えたところであります。

当委員会としては、市に対して、行政改革を引き続き積極的に推進されるよう求めるとともに、今回の答申にそって速やかに行政改革大綱及び実施計画を策定し、改革方策の早期かつ着実な実現を図られるよう要請します。

なお、本委員会としては、行政改革を推進する立場から、今後、大綱の実施状況について注視し、必要な提言を行っていきます。

第2 主な修正事項

- 1 地方分権への積極的対応と行政の基本姿勢の明確化を図ります。
- 2 行政改革を進める視点について、より分かりやすい表現にします。
- 3 事務事業の見直しにかかる業務の具体的名称を削り、積極的に全般的な見直しを図ることとします。
- 4 会館等公共施設の有効活用を図るため、新たに項目を加えました。
- 5 民間委託にかかる業務の具体的名称を削り、委託基準を示して全般的な検討を行うこととします。
- 6 補助金の見直しにあたっては、その効果や必要性について十分配慮します。
- 7 使用料の見直しにあたっては、市民の理解が得られるよう十分配慮します。
- 8 保育園や学校の統廃合では、将来人口の推計や地域の実情に十分考慮します。
- 9 定員削減の目標値については大綱では示さず、実施計画においてさらに検討します。
- 10 女子職員の積極的な登用を図るため、新たに1項目を設けます。
- 11 給与水準の適正化についても、基本的な考え方を示します。
- 12 情報化の推進にあたっては、データの保全とプライバシーの保護に十分留意します。

第二次福井市行政改革大綱【改訂版】

諮問・答申

● 諮 問 ●

行財発第94号

平成10年7月15日

福井市行政改革推進委員会

会長 黒川 誠一 様

福井市長 酒井 哲夫

第二次福井市行政改革大綱及び第二次福井市行政改革実施計画 の改訂（案）の諮問について

第二次福井市行政改革大綱及び第二次福井市行政改革実施計画の改訂版を策定するに当たり、別添の第二次福井市行政改革大綱及び第二次福井市行政改革実施計画の改訂（案）について、福井市行政改革推進委員会設置要綱に基づき、貴委員会のご意見を賜りたく諮問いたします。

● 答 申 ●

平成10年8月6日

福井市長 酒井 哲夫 様

福井市行政改革推進委員会

会長 黒川 誠一

第二次福井市行政改革大綱及び第二次福井市行政改革実施計画 改訂（案）の答申について

平成10年7月15日付け行財発第94号で諮問された第二次福井市行政改革大綱及び第二次福井市行政改革実施計画の改定案について、当委員会において慎重に審議した結果、次の意見を付して、別添のとおり答申いたします。

記

- 1 本答申の趣旨を十分に尊重され、21世紀に向けた財政構造改革の実現のために、財政の健全化を最優先課題として、最大限の努力を払われたい。
- 2 行政改革の推進にあたっては、市民に行政改革の理解と協力を得るよう留意されたい。
- 3 行政改革大綱及び実施計画の推進状況については、その内容を市民にわかりやすく公表するよう努められたい。
- 4 今後の社会経済情勢の動向を見据えて、適切な対応を図られたい。

第二次福井市行政改革大綱（案）及び第二次行政改革実施計画改訂（案）の答申について

1 答申の要旨

第二次福井市行政改革大綱及び第二次福井市行政改革実施計画改訂（案）については、7月15日、市長からの諮問を受け、慎重に審議を重ね、検討を行ってきました。

当委員会では、今回の改訂にあたっては、特に福井市の現在の状況を踏まえて、21世紀に向けて財政構造改革を図り、新たな行政需要に対応できるよう、財政運営の健全化を重視しました。

この大綱及び実施計画大綱（案）は、現在の急激な社会経済情勢の変化への的確な対応と、来るべき地方分権時代にふさわしい自主的・主体的な行財政運営の確立に向けた、改革を推進するための指針及び計画としておおむね妥当と判断しましたので、市長に対し答申を行ったところです。

審議の過程を通じて、行政改革大綱改定（案）については、一ヶ所を修正し、行政改革実施計画改訂（案）については、各項目を推進するうえでの補足的な意見を付しました。

また、この大綱及び実施計画改訂（案）の実現を確保するため、財政の健全化に最大限の努力をすること、市民に行政改革の理解と協力を得ること、推進状況を市民にわかりやすく公表すること、今後の社会経済情勢の動向を見据えて適切に対応することの4点について答申に加えたところです。

当委員会としては、市に対して、今回の答申にそって速やかに行政改革大綱及び行政改革実施計画を策定し、行政改革を積極的に推進されるよう求めるとともに、改革方策の早期かつ着実な実現を図られるよう要請します。

なお、本委員会としては、行政改革を推進する立場から、今後実施計画の推進状況について注視し、必要な提言を行っていきます。

修正項目

行政改革実施計画の推進状況公表の表現を変えてはどうですか。

委員会の意見

- ・市政広報を見て、それを感じ理解する市民はどれだけいるのかという問題があります。
- ・もっと多様なメディア、新しい情報媒体を利用してはどうですか。
- ・行政改革について、市民に説明できる機会があれば、よい広報ができます。
- ・市政広報により、文章さえ流しておけば読んでいるから大丈夫ということにならないような配慮が必要です。

- ・ 行政が血を流しても、住民が受け入れてくれないと成功はしないと思います。
- ・ 市政広報だけではなく、他の広報手段も利用するよう「など」を入れた方がよいと思います。

上記の意見に基づき、次のように改めます。

修 正 前	修 正 後
(4) 推進状況の公表 この大綱及び実施計画の推進状況については、市政広報に登載し、市民に公表するものとします。	(4) 推進状況の公表 この大綱及び実施計画の推進状況については、市政広報等を通して <u>広く</u> 市民に公表するものとします。



市長に対し、答申する黒川会長

審議経過（抜粋）

○平成 8 年 5 月 16 日(木) 10:00～12:00 第 2 委員会室

議 題：定年制問題と定員削減について

管理職の前期勧奨制度の廃止問題で、市側は代わりに再就職先の周旋など希望退職制を強化することで理解を求めたが、各委員からは「現状の希望退職制度では、もっと条件が良くなければ応じる職員は少ない」、「再就職先の中身や再就職先での在籍期間などもっと具体的な対応策を示すべき」など市側にさらなる具体策の提示を求めました。

また、職員定数削減では、市側は新たに北信越地方の県庁所在地との職員数比較データを示したが、「職員数が他市に比べ多いのは、市域面積などが人口に比較して大きい」、「人口が少ない市は、職員 1 人当たりの人口が少なくなる傾向にある」、「フェニックスパーク建設などの特殊事情を抱えている」ことなどの要因をあげ、10年間で 5 % の削減目標値に理解を求めました。これに対し、議会側は保育園職員を除いた一般職員一人あたりの市民数は 126.5 人で、長野市・金沢市・富山市・新潟市などと比較して少ないことから「一層の人員削減が可能」であると反発、「もっと高い削減目標値を決めて行革に取り組むべき」とし、継続して協議することとなりました。

○平成 9 年 2 月 12 日(木) 10:00～12:00 第 2 委員会室

議 題：・組織の見直し及び定員適正化計画について

- ・市民サービスセンターの利用時間延長について
- ・CI・TQM活動の推進状況について
- ・地方分権推進委員会第一次勧告について

組織機構や職員定数の見直し計画について、「専門機関と共同で業務内容の把握、課別の課題、トップの考え方など 5 項目の調査を全庁的に行う」、「その結果を基に職員によるプロジェクトチームを設けて、効果的に実現するための方策を検討し、市としての方向性を位置付ける」、「9 年度中に業務診断で組織を見直し、定員適正化などの考え方を基に、10 年度中に具現化を図っていく」と説明しました。これに対し委員から「調査に時間をかけ過ぎ」、「現況調査はこれまでやっていなかったのか」などの意見が相次ぎました。

市側は「毎年の事務事業の増減を勘案して職員配置をしてきたのが実情、科学的な手法による現状分析が大切ということで診断を行う」、「早くできたものについては1年間を目処に取り組んでいきたい」と再度理解を求めました。

またこの他、市民サービスセンターの利用時間の延長とCI・QC活動の状況を報告して審議を終了しました。

○平成10年1月19日(月) 10:00～12:00 第2委員会室

議 題：組織機構の改革、職員定数の見直し、
人事の見直し、情報活用の見直しについて

「2005年度までに、職員数を2,170人とし、第二次行政改革の始まった96年度に比べ302人削減で、削減率は12.2%となり、第二次行政改革の目標10%を上回る計画となる」、また「年度毎の削減計画では、財政再建を集中的に取り組む今後3年間は採用予定をゼロ、2000年度20人、2001年度35人とし、削減数をそれぞれ29人、22人、41人とする、行政改革特別委員会が求めている職員定数、人口130人に1人の割合とすることができる」と説明しました。

これに対し、委員の間からは「削減のテンポが遅すぎる」、「こんなことで財政再建が成し遂げられるのか」、「希望退職を募るなど、積極的にリストラを進めるべき」といった意見が相次ぎました。

また、市が4月から実施したいとしている職階制改正案について、部長、課長に加え理事・調整参事、副課長、総括主任などの役職を設けることについて、委員から「複雑すぎる。もっと簡素化すべき」との意見が出され、市側は「主幹が多すぎるなどの現状の問題点を是正するための措置である」と理解を求めました。

○平成11年2月5日(金) 10:00～12:00 第2委員会室

議 題：第二次行政改革実施計画【改訂版】推進状況について（12月末現在）

全庁業務革新事業の業務量調査について、「市全体で71名減らせると出たが、各課の職員体制をどうするかという基礎資料として調査したもので、結果については十分尊重するがこれがすべてではない」と説明しました。これに対し委員から「行革では人を減らすというのが、最大の良として評価されすぎている。課の状況とか専門職の配置など事業内容を考慮した人員配置を行わないと今回のような不祥事が起きる」、「職員削減の下、まともな事務が行われなかったことをもっと反省すべき」との意見が相次ぎました。

また、公立保育所の統廃合計画の説明に対し、「私立で十分でない小規模保育所や周辺の保育所を存続させ、公立保育所としての役割を果たしていくべき」、「将来子供が減っていくから、保育園も減らしていくというのでは少子化対策にならない」、「長時間保育や夜間保育など現状にあった保育をもっと充実させていくべき」との意見が出され、「全体の保育ニーズを考慮し、また16年度から非常に少子化が加速するので再度研究していく」ということで了解を得ました。

○平成12年 2 月 8 日(火) 10:00～12:00 第2委員会室

議 題：・学校給食業務について

・下水施設管理の委託について

・地図情報システム運用のための研究会の設置について

「学校給食業務については、現行の給食センターと単独校の2方式を継続したい」との市側の説明に対し、委員側は「施設が老朽化しており、新築もしくは改築しなければならないという課題がある」、また「今後5年間で生徒数が2,300人減ることを考えると、単独校の増改築時点で、センターに振り替えるべきだ」、「父兄のアンケートでも6割がどちらでも良いと回答している」と反発しました。

これに対し、市側は「学校給食業務を教育の一環と考えている」、「経費的にも新しい土地を求めてセンターを建設すると5億円かかるが、既存の古い建物から順次改築していくと2億2千万円で済む」、また「特に子供が減った地域では、近隣の大きな学校と親子方式で賄い、短時間配送に努めていく」、「行革の一環として、炊飯業務の委託と正規職員とパート職員が逆転しない範囲でパート化を進めていく」と説明し、単独校を改め、センター方式に方向転換をする意思はないとし、委員の理解を求めましたが、再度継続して協議していくこととなりました。

また、下水施設管理の委託については、「住民からの苦情が来ないように万全の体制でやって欲しい」、「業務委託で19名削減になるが、19名は退職ではなく他部署へ配置になるわけで、経費の削減でなく委託料が上乗せになるだけでないか」、「19名の配置は適正に願いたい」との意見が出されました。

この他、地図情報システム運用については、「多額の経費がかかるが、それにより事務の負担が軽減され、人員の削減が図られる見通しがあるのか」との意見が出され、「全部一斉にスタートするわけではなく順次やっていく」、「人員についてはかなり省力化になる」、また「他部署とのデータの有効活用を図り、無駄を省いていきたい」と説明し理解を求めました。

○平成12年 5月23日(火) 10:00～12:00 第2委員会室

議 題：第二次行政改革実施計画【改訂版】推進状況について（3月末現在）

第二次行政改革実施計画の推進状況報告について、委員より「コスト縮減は大事であるが、雇用状況が悪くなっていることを頭に入れているのか。社会情勢を見据えた上での公共事業発注も大事ではないのか」との意見が出され、「不公平の無いよう、また業者に負担をかけないような制度を研究しながら進めていくので理解して欲しい」と協力を求めました。

また、学校給食業務の在り方については、「センター方式の方が明らかに優れているので、近くの単独校についてはセンターに組み入れるべき」との意見が出されましたが、「現時点では、センターと単独校の枠組みは変えない方針で進めている」と理解を求めました。

さらに「定員適正化の目標数値について再度確認したい」という委員の意見に対し、「平成11年度までトータルで予定よりも74名の減となっている。また、平成12年度の市民に対する職員の人数割合も109人に1人となっている」と報告しました。

なお、当委員会は今日まで事務事業の見直し、財政運営の健全化、人事管理、職員定数の適正化等について一定の成果を得、所期の目的も達成し、方向性も確立したものであるとして今回で審議を終了することで合意しました。



第二次行政改革の取り組み

第二次福井市行政改革は、平成6年10月「福井市行政改革推進委員会」を設置し、各界各層の市民代表者の意見等を踏まえ、平成7年11月「第二次福井市行政改革大綱」及び「第二次福井市行政改革実施計画」を策定し、平成8年度から10年度までを計画期間として、86の実施項目について自主的・主体的に取り組んできました。その結果、平成9年度末で約8割にあたる68項目が終了し、平成8年度、381,081千円、平成9年度、727,868千円、計1,108,949千円の経済効果を生み出すなど、一定の成果をもたらしました。

また、平成10年度途中に「第二次福井市行政改革大綱」及び「第二次福井市行政改革実施計画」の見直しを行い、86項目のうち終了していない項目で主要な項目については、見直した計画の中に取り入れて、平成10年度から12年度までを実施計画の期間と定め行政改革に取り組んできました。その結果、平成10年度から12年度までの取り組みで、約4,045,920千円の経済効果が見込まれるなど、一定の成果を納めるとともに所期の目的もほぼ達成し、本年度でその実施期間の終了となります。

しかしながら、国や他の自治体において「行政改革」を継続して実施する方向にあり、また福井市における「第二次福井市行政改革・改訂版」の実施状況についても、実施計画項目13項目のうち基本方針・方向性は示されたものの具体的な取り組みについては、今後の社会情勢や市民ニーズに合わせて検討していくべきものとして持ち越された項目もあり、引き続き積極的な取り組みが必要となっております。

13項目の現状と課題

○財政健全化計画の策定

目標達成年度が平成15年度となっているため、引き続き推進状況を見極め、決算時に健全化計画の達成状況を公表していく必要があります。

○事業別予算と事業評価システム導入の検討

- ・事業別予算は導入しているが、第五次総合計画との整合性を図るとともに、事業評価システムとの連携を図る必要があります。
- ・事業評価システムは、試行の結果を踏まえ更なる改良を図り、全事務事業を対象に本格導入する必要があります。
- ・政策評価・施策評価の導入など行政評価システム全体の確立を図る必要があります。

○補助金の見直し

平成11年度に行った見直しが平成14年度までとなっており、平成14年度に2回目の見直しを行う必要があります。

○公有財産の適正な管理及び処分

学識経験者や民間人を委員に含めた「福井市市有財産評価運用委員会」に諮りながら、今後とも適性に処分・運用を図っていくこととします。

○公共工事のコスト縮減方策の検討

「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画・改訂版」に基づき、各関係所属において今後のコスト縮減に積極的に取り組む指導を行い、縮減実績をその都度公表することとします。

○定員適正化の推進

平成10年度に策定した「職員削減化計画」に基づき、適正な人員配置を行うこととし、平成17年度までの計画を推進することとします。

○人材育成の基本方針の策定

平成10年度に策定した「人材育成基本方針」に基づき推進していくこととします。

○幼稚園・保育園の統廃合の推進

平成10年度に策定した「公立保育所統廃合基本計画」に基づき、具現化されたものとして、「公立保育所の分園方式」と「公立保育所の統廃合」による明里保育園の休園がありますが、残された課題についても関係者の意見を反映し、実施に向けて取り組んでいきます。

○清掃業務の委託

燃やせるゴミの収集体制については、委託率が概ね65%となったことから、今後は容器包装リサイクル法による収集運搬・中間処理業務について民間委託していくこととします。

○学校給食業務の在り方の検討

平成11年度に策定した「福井市学校給食のあり方」については、単独調理方式と給食センター方式の併用については継続し、調理員のパート化の推進や炊飯業務の民間委託の拡大について積極的に取り組みます。

○下水道管理の委託

下水施設の管理に関する、24時間勤務体制の見直し・民間委託の導入については、平成11年度に策定した基本方針に基づき、平成15年度までの計画を推進することとします。

○地図情報システム運用のための研究会の設置

資産税課のシステム活用については一定の限界があり、全庁的に取り組むにはGISの導入が必要との報告となったため、今後は「IT推進」に包含して取り組むこととします。

○庁内LAN等による情報化の推進

庁内LANの整備は完了し、今後はパソコン一人一台の配置及び具体的な活用方法の拡大を図る必要があることから、「IT推進」に包含して取り組むこととします。

今後の取り組み

福井市は、他の自治体に先駆けて第二次行政改革の改訂に取り組んできたことから、平成12年度に最終年度を迎えることとなります。しかし本市の財政再建は道半ばであり、国においては、平成12年12月に閣議で「行政改革大綱」を決定し、新たな時代にふさわしい行政組織や制度への転換などをはじめとした重要課題を設定しております。また、県も本年度中に行政改革大綱の改訂を行うための準備を進めており、本市としても、今後とも時代の要請に沿ったもので、ある程度の期間を定め、その目的に向かって全庁挙げて取り組んでいかなければならないと考えます。

今後の本市における行政改革の取り組みとしては、民間の経営手法を活用した行政マネジメントを導入し、行政評価システムの構築や発生主義会計の検討を行うこと、またパブリックコメント制度の導入などが挙げられます。これらの実施につきましても、市民の皆様方のご意見を取り入れながら、限られた資源（ヒト、モノ、カネ）で、社会情勢の変化に柔軟に対応し、最高の住民満足度を得るための改革を実践していかなければならないと考えます。

また行政改革の推進期間は、平成17年度までの5年間を目処とし、新年度から「新行政改革大綱・実施計画」の策定の準備を進めていく必要があります。

最後に

分権時代の自治体は、自主性・自立性・独創性が求められており、本市における改革は、政策形成と総合調整機能の強化を図っていく中で、各部署で対応できるものは、それぞれの部署で粛々に行い、全庁的な事項については職員が一丸となって大胆かつ戦略的に取り組んでいくことが大切であると考えます。

行政改革は、職員の意識改革の積み重ねにより、より実現度が高くなるという認識を常に持ち、今後とも積極的に推進していかなければなりません。



資 料

行政改革推進本部会等の会議開催経過

開催月日	本部会議	幹事会	部会長会議	行政改革推進委員会	行政改革特別委員会	備 考
平成 7 年 1 月 23 日	本部会議					第二次行政改革の指針及び体制、大綱策定手続き検討
6 月 5 日				行政改革推進委員会		行政改革推進委員会設置 第二次行政改革概要説明
8 月 10 日	本部会議					第二次行政改革大綱(案)決定
8 月 18 日				行政改革推進委員会		第二次行政改革大綱(案)諮問
9 月 25 日				行政改革推進委員会		第二次行政改革大綱(答申案)検討
11 月 21 日				行政改革推進委員会		第二次行政改革大綱(案)答申
11 月 27 日	本部会議					第二次行政改革大綱決定
平成 8 年 3 月 22 日	本部会議					第二次行政改革実施計画決定
4 月 18 日			部会長会議			行政改革推進体制等
4 月 23 日				行政改革推進委員会		第二次行政改革実施計画の概要説明
5 月 16 日					行政改革特別協議会	定年制、定数削減
6 月 4 日					行政改革特別委員会	管理職の定年制(勸奨退職)、定員削減
7 月 24 日					行政改革特別協議会	9 年度職員採用
8 月 21 日			部長会議			第二次行政改革実施計画推進状況報告 【7 月末現在】
9 月 12 日	本部会議					推進状況 【10 月末現在】 他
11 月 8 日			職員・情報			推進状況 【10 月末現在】 他
11 月 12 日			財政・行政			推進状況 【10 月末現在】 他
11 月 14 日		幹事会				第二次行政改革実施計画推進状況報告 【10 月末現在】
11 月 19 日	本部会議					
11 月 20 日					行政改革特別委員会	
11 月 26 日				行政改革推進委員会		
平成 9 年 2 月 12 日					行政改革特別委員会	組織の見直し。定員適正化計画
3 月 19 日					行政改革特別協議会	組織機構の見直し
5 月 8 日			職員			推進状況 【8 年度末】 他
5 月 9 日			行政			推進状況 【8 年度末】 他
5 月 14 日			情報			推進状況 【8 年度末】 他
5 月 19 日			財政			推進状況 【8 年度末】 他
5 月 21 日		幹事会				・ 第二次行政改革実施計画推進状況報告 【4 月末現在】
5 月 28 日	本部会議					
6 月 3 日					行政改革特別委員会	・ 全庁業務革新事業について
6 月 5 日				行政改革推進委員会		
7 月 22 日					行政改革特別協議会	全庁業務革新事業について
8 月 28 日		幹事会				第二次行政改革実施計画推進状況報告 【7 月末現在】

開催月日	本部会議	幹事会	部会長会議	行政改革推進委員会	行政改革特別委員会	備 考
9月3日					行政改革特別委員会	・第二次行政改革実施計画推進状況報告 【7月末現在】 ・全庁業務革新事業等について検討
9月19日			部会長会議			第二次行政改革実施計画懸案事項等報告
11月12日		幹事会				第二次行政改革実施計画推進状況報告 【10月末現在】
11月17日	本部会議					
11月21日				行政改革推進委員会		
12月4日					行政改革特別協議会	組織・人事・定数・情報活用等検討
12月5日			部会長会議			組織・人事・定数・情報活用等検討
12月19日		幹事会				組織・人事・定数・情報活用等検討
12月22日					行政改革特別協議会	市長申入れ 〔組織機構の改革・職員定数・人事・情報活用の見直し〕
平成10年 1月12日					行政改革特別協議会	組織機構の改革・職員定数・人事・情報活用の見直し
1月19日					行政改革特別協議会	組織機構の改革・職員定数・人事・情報活用の見直し (中間報告)
2月2日					行政改革特別委員会	組織機構の改革・職員定数・人事・情報活用の見直し
3月25日					行政改革特別協議会	組織機構の改革・職員定数・人事・情報活用の見直し (最終報告)
5月21日		幹事会				・第二次行政改革実施計画推進状況報告 【3月末現在】 ・第二次行政改革大綱及び実施計画の見直しについて (方針)
5月25日	本部会議					
5月28日					行政改革特別委員会	
6月2日				行政改革推進委員会		第二次行政改革大綱及び実施計画の見直し(案)検討
6月22日			部会長会議			
6月30日			部会長会議			第二次行政改革大綱及び実施計画の見直し(案)検討
7月3日		幹事会				第二次行政改革大綱及び実施計画改訂案の検討
7月6日	本部会議					第二次行政改革大綱及び実施計画改訂案の決定
7月15日				行政改革推進委員会		第二次行政改革大綱及び実施計画改訂案の諮問・審議
7月21日				行政改革推進委員会		第二次行政改革大綱及び実施計画改訂案の諮問・審議
8月6日				行政改革推進委員会 (答申)		第二次行政改革大綱及び実施計画改訂案の答申
8月7日		幹事会				第二次行政改革大綱及び実施計画改訂検討
8月11日	本部会議					第二次行政改革大綱及び実施計画改訂を決定

開催月日	本部会議	幹事会	部会長会議	行政改革推進委員会	行政改革特別委員会	備 考
8月18日					行政改革特別委員会 (勉強会)	第二次行政改革大綱及び実施計画改訂を検討
8月31日					行政改革特別委員会	第二次行政改革大綱及び実施計画改訂を決定
9月14日		幹事会				財政健全化計画の策定
9月16日	本部会議					財政健全化計画の策定
9月17日					行政改革特別委員会 (勉強会)	・財政健全化計画について ・主要事業の見直しについて
11月4日	本部会議					第二次行政改革実施計画【改訂版】推進状況報告
平成11年 1月19日		幹事会				第二次行政改革実施計画【改訂版】推進状況報告 【12月末現在】
1月21日	本部会議					
2月5日					行政改革特別委員会	
6月2日	本部会議					第二次行政改革実施計画【改訂版】推進状況報告 【3月末現在】
6月7日				行政改革推進委員会		
8月11日		幹事会				・第二次行政改革実施計画【改訂版】推進状況報告 【8月末現在】 ・「事業評価システム導入」と「補助金等の見直し」の方針の報告・協議
8月19日	本部会議					
8月30日				行政改革推進委員会		
9月1日					行政改革特別委員会	
9月3日	本部会議					
12月2日	本部会議					
平成12年 1月13日		幹事会				「補助金の見直し」「事業評価システム導入」検討
1月26日		幹事会				・公立保育所民営化 ・下水施設管理の委託 ・地図情報システム運用研究会の設置
2月1日	本部会議					
2月8日					行政改革特別委員会	
5月9日		幹事会				第二次行政改革実施計画【改訂版】推進状況報告 【12年3月末現在】
5月11日	本部会議					
5月15日				行政改革推進委員会		
5月23日					行政改革特別委員会	
9月18日		幹事会				・保育園の民営化、給食業務の委託化、パート化について ・第二次行政改革実施計画【改訂版】推進状況報告 【7月末現在】
10月2日	本部会議					
平成13年 2月21日		幹事会				・行政改革実施計画総括 ・推進状況報告、事務事業評価システム試行結果報告 ・福井市行政改革の今後の方向について
2月26日	本部会議					
3月16日				行政改革推進委員会		

○ 福井市行政改革推進本部設置規程

(設置)

第1条 行政改革及び地方分権の推進を図るため、福井市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。
- (3) 地方分権の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には助役をもって充てる。
- 3 本部員には、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 福井市政策の決定及び連絡調整に係る会議に関する規程（平成10年福井市訓令甲第1号）第8条第1項に規程する構成員（市長及び助役を除く。）
- (2) 前号のほか本部長が必要と認めた者

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会の設置)

第6条 本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、企画財政部長が主宰する。
- 4 幹事会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 本部の所掌事務に係る企画、調査研究及び立案に関すること。
 - (2) 専門部会の総合調整に関すること。

第7条 本部長が、必要と認める場合は、本部に、次の専門部会を置くことができる。

- (1) 組織部会
- (2) 財政部会
- (3) 情報部会

- 2 専門部会は、別表第2左欄に掲げる部会についてそれぞれ同表中欄に定める事務を所掌する。
- 3 専門部会は、前項の所掌事務に係る事項を専門的に調査研究し、基本計画及び実施計画を立案するとともに、その実施状況の進行管理を行う。
- 4 専門部会に部会長及び専門委員を置く。
- 5 部会長は、別表第2左欄に掲げる部会についてそれぞれ同表右欄に定める職にある者をもって充て、専門委員は、部会長の指名に基づき本部長が任命する。

(ワーキンググループの設置)

第8条 本部に、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、基本計画及び実施計画を立案するための調整を行う。
- 3 ワーキンググループ員は、行財政改革室の室長から推薦を受けた者並びに職員課、情報統計課及び財政課の課長から推薦を受けた者で構成する。

(部会長会議)

第9条 専門部会相互の連絡調整を図るため、必要に応じて部会長会議を開催するものとする。

- 2 部会長会議は、企画財政部行財政改革室長及び、第7条第5項に規定する部会長をもって構成する。
- 3 部会長会議は、企画財政部行財政改革室長が主宰する。

(意見の聴取等)

第10条 本部、幹事会及び専門部会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、課等に対して資料の提出、意見、説明等を求めることができる。

(庶務)

第11条 本部、幹事会、部会長会議及びワーキンググループの庶務は、企画財政部行財政改革室において処理する。

- 2 専門部会の庶務は、部会長の所属する課において処理する。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和60年6月4日から施行する。
(福井市行政制度改善推進委員会設置規程の廃止)
- 2 福井市行政制度改善推進委員会設置規程(昭和58年福井市訓令甲第3号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧規程に基づき、福井市行政制度改善推進委員会が行った事務については、この規程の相当規定に基づき福井市行政改革推進本部が行ったものとみなす。

附 則（昭和63年訓令甲第8号）

この規程は、訓令の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成4年訓令甲第1号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年訓令甲第4号）

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成6年訓令甲第10号）

この規程は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成7年訓令甲第4号）

この規程は、訓令の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年訓令甲第8号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年訓令甲第1号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年訓令甲第2号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年訓令甲第24号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

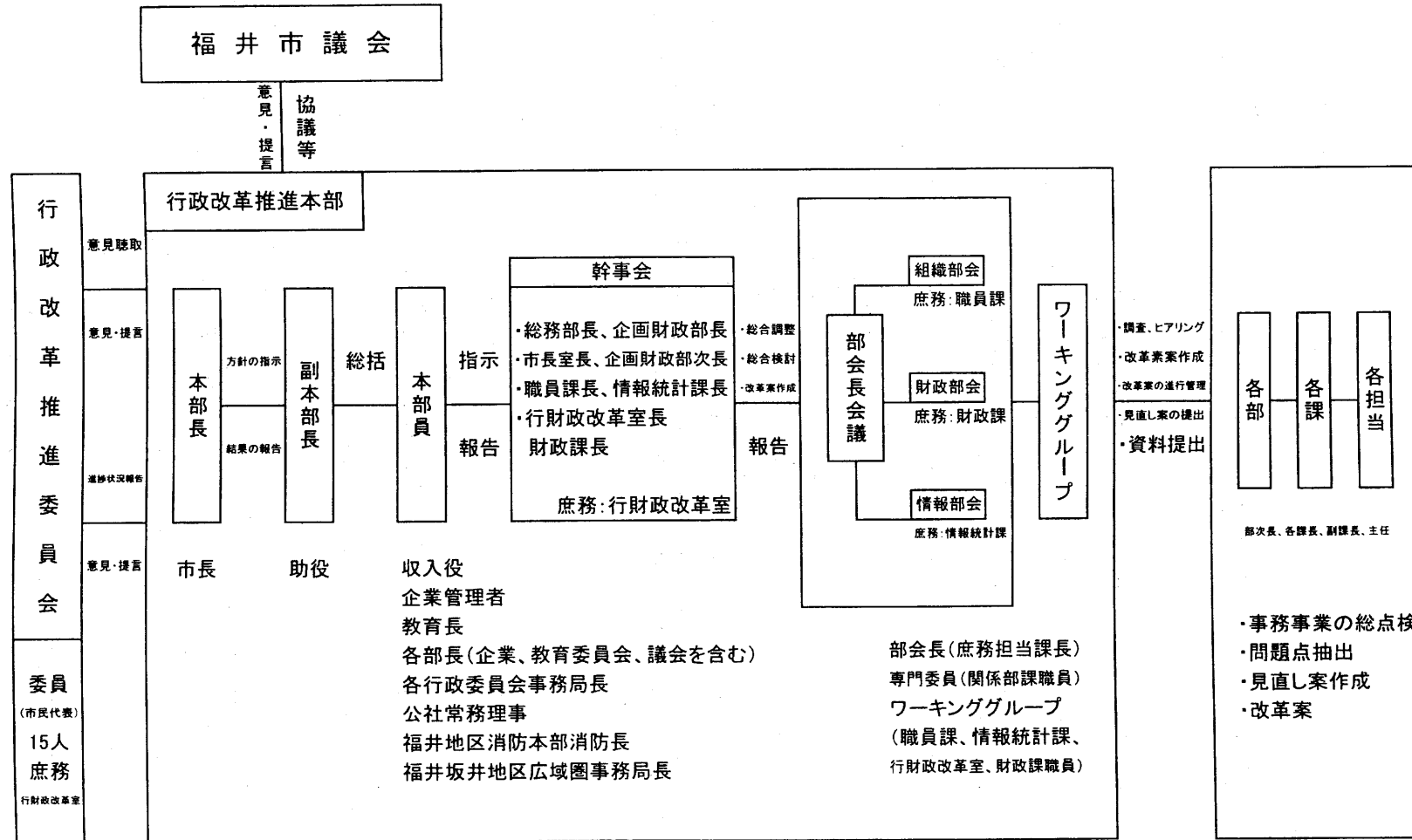
別表第1（第6条関係）

市長室長	総務部長	企画財政部長	政策審議官	企画財政部次長
政策調整室長	行財政改革室長	職員課長	情報統計課長	財政課長

別表第2（第7条関係）

部 会	所 掌 事 務	部 会 長
組織部会	(1) 時代に即応した組織・機構の構築 (2) 定員適正化の推進 (3) 人材育成の強化	職員課長
財政部会	財政改革の推進	財政課長
情報部会	行政の情報化の推進	情報統計課長

行政改革推進体制



平成12年度 行財政改革推進本部名簿

本 部 長	市 長 酒 井 哲 夫		
本 副 部 長	副市長 奈良 一機 副市長 笠松 泰夫		
本 部 員	収入役 花山 豪	教育長 梶川 恭博	企業管理者 桑野 正暁
	市 長 室 長	奥津 正男	企 業 局 長 堂下 暁
	総 務 部 長	竹内 寛	議会事務局長 南保 文夫
	企画財政部長	堀江 廣海	教 育 部 長 堀田 孝矩
	市民生活部長	勝木 明洋	監査事務局長 松成 嘉實
	福祉保健部長	佐藤 岩雄	選挙管理委員会事務局長 加藤 昌治
	商工労働部長	櫻井 邦雄	農業委員会事務局長 牧野 順孝
	農林水産部長	牧野 好孝	駐車場公社・公共施設等 管理公社常務理事 伊藤 博夫
	都市政策部長	藤田由紀男	福祉公社常務理事 和田 高枝
	建 設 部 長	白崎 謙一	広域圏事務局長 中島彦右エ門
	下 水 道 部 長	前田 幸雄	消 防 長 南 哲夫
幹 事 会	企画財政部長	堀江 廣海	政策審議官（行革担当） 澤井 照男
			企画財政部次長 酒井 道治
			政策調整室長 大村 順一
	市 長 室 長	奥津 正男	職員課長（組織部会長） 村尾 敬治
	総 務 部 長	竹内 寛	情報統計課長（情報部会長） 西 明夫
			財政課長（財政部会長） 矢野 憲一
			行財政改革室長 荒井 彦一

行政改革推進委員会委員名簿

(平成8年4月1日現在)

職	氏 名	団 体 名	役 職 名
会 長	黒 川 誠 一	福井コンベンションビューロー	理事長
委 員	井 田 英 彦	顧問弁護士	顧問弁護士
〃	岩 永 裕 介	福井新聞社	編集局長
〃	岡 田 瑞 穂	仁愛女子短期大学	生活科学学科助教授 (生活経営学)
〃	川 本 みどり	主婦(元市政モニター)	
〃	栗 田 始	福井市自治会連合会	顧問
〃	阪 下 利 榮	福井市農業協同組合	組合長理事
〃	高 橋 きよの	福井市くらしの会	会長
〃	坪 田 久 和	福井商工会議所	常務理事
〃	細 野 秀 子	福井女性ネットワーク	会長
〃	見 谷 英 貞	福井青年会議所	前理事長
〃	三反崎三樹三郎	福井市公民館連絡協議会	会長
〃	村 松 勳	福井大学	教育学部助教授 (行政法)
〃	吉 岡 幸 一	福井市社会福祉協議会	会長
〃	吉 田 哲 夫	連合福井地域協議会	議長

(上段：平成9年4月1日現在)

(下段：平成9年11月21日現在)

職	氏 名	団 体 名	役 職 名
会 長	黒 川 誠 一	福井コンベンションビューロー	理事長
委 員	浅 野 作 三	福井市自治会連合会	副会長
〃	井 田 英 彦	顧問弁護士	顧問弁護士
〃	岩 永 裕 介	福井新聞社	編集局長
〃	岡 田 瑞 穂	仁愛女子短期大学	生活科学学科助教授 (生活経営学)
〃	九 住 竜 夫	福井青年会議所	理事長
〃	小 林 きよ子	福井女性ネットワーク	副会長
〃	阪 下 利 榮	福井市農業協同組合	代表理事組合長
〃	高 橋 きよの	福井市くらしの会	会長
〃	坪 田 久 和	福井商工会議所	常務理事
〃	戸 出 瞳	主婦	市民公募
〃	三反崎三樹三郎	福井市公民館連絡協議会	会長
〃	村 松 勳	福井大学(H9.11.20まで)	教育学部助教授
〃	塚 田 哲 之	〃(H9.11.21から)	〃
〃	吉 岡 幸 一	福井市社会福祉協議会	会長
〃	吉 田 哲 夫	連合福井地域協議会	議長

(平成10年4月1日現在)

職	氏 名	団 体 名	役 職 名
会 長	黒 川 誠 一	福井コンベンションビューロー	理事長
委 員	浅 野 作 三	福井市自治会連合会	理事
〃	井 田 英 彦	顧問弁護士	顧問弁護士
〃	岩 永 裕 介	福井新聞社	編集論説担当局長
〃	岡 田 瑞 穂	仁愛女子短期大学	生活科学学科助教授
〃	九 住 竜 夫	福井青年会議所	理事長
〃	小 林 きよ子	福井女性ネットワーク	代表
〃	阪 下 利 榮	福井市農業協同組合	代表理事組合長
〃	高 橋 きよの	福井市くらしの会	顧問
〃	田 原 暎 郎	福井商工会議所	常務理事
〃	塚 田 哲 之	福井大学	教育学部助教授
〃	戸 出 瞳	主婦	市民公募
〃	三反崎三樹三郎	福井市公民館連絡協議会	会長
〃	吉 岡 幸 一	福井市社会福祉協議会	会長
〃	吉 田 哲 夫	連合福井地域協議会	議長

(上段：平成11年4月1日現在)

(下段：平成12年4月1日現在)

職	氏 名	団 体 名	役 職 名
会 長	黒 川 誠 一	福井コンベンションビューロー	顧問
委 員	揚 原 安 麿	福井青年会議所	理事長（H11）
			前理事長（H12）
〃	井 田 英 彦	顧問弁護士	顧問弁護士
〃	岩 永 裕 介	福井新聞社	取締役編集・論説担当
〃	岡 田 瑞 穂	仁愛女子短期大学	生活科学学科助教授
〃	笠 松 正 子	福井市くらしの会	会長（H11）
		福井市連合婦人会	会長（H12）
〃	小 林 きよ子	福井女性ネットワーク	代表（H11）
		民生児童委員協議会女性部	部長（H12）
〃	阪 下 利 榮	福井市農業協同組合	代表理事組合長（H11）
			元役員（H12）
〃	田 原 暎 郎	福井商工会議所	常務理事
〃	塚 田 哲 之	福井大学	教育地域科学部助教授
〃	辻 廣 英 治	福井市自治会連合会	会長
〃	戸 出 瞳	主婦	市民公募
〃	三反崎三樹三郎	福井市公民館連絡協議会	会長
〃	吉 岡 幸 一	福井市社会福祉協議会	会長
〃	吉 田 哲 夫	連合福井地域協議会	議長（H11）
		全ユース労働組合	組合長（H12）

あ と が き

平成8年度から始まった第二次行政改革は、折りしもバブル崩壊に伴う財政状況の悪化と地方分権社会に対応した簡素で効率的な行政システムの確立に向けた自主的な改革として始まりました。各課から出された86項目の実施計画は、事務改善としての機能を十分に果たし、また改訂版の13項目の実施計画では、健全な財政運営や人材育成、及び外部委託の推進などその方向性を具体的に決め推進してきました。その取り組みにあたっては、抵抗感や苦労はあったものの、終わってみればそれなりの満足感もあり、一定の成果を生み出したものと思っております。

第二次行政改革の実施期間は終了しますが、行政改革は終わったわけではありません。行政改革は永遠の課題であり、未来永劫継続されるものであります。今後とも全職員が一丸となって行政改革を推進してまいります。

(広報 行政改革推進本部幹事会)

第二次福井市行政改革実施報告書

編集者 福井市行政改革推進本部

発行月 平成13年3月

発行者 福井市企画財政部行財政改革室
